

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和5年3月16日(木) 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301 会議室

2 議事の構成 農業委員 16 名

出席委員	1 番	松田	明久	2 番	木野	浩之
	3 番	永井	英男	4 番	石黒	正幸
	5 番	井口	喜裕	6 番	永田	勝美
	7 番	西村	淳子	8 番	天野	智康
	10 番	荻原	克夫	11 番	鈴木	稔
	12 番	加藤	元章	13 番	金原	純一郎
	14 番	渥美	敦子	15 番	石川	智康
	16 番	安間	啓一			

欠席委員 9 番 村松 恵美子

3 事務局

農政課長	1 人
参事兼農地利用係統括係長	1 人
課長補佐兼農業振興係長	1 人
主幹兼農地整備統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地利用係主任	1 人
農地利用係主事	1 人
農業経営指導マネージャー	1 人

4 議 事

事務局 (木根) それでは、ただいまから3月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

会長 それでは、ただいまから3月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「5番 井口喜裕 委員」、「7番 西村淳子 委員」を指名いたします。

次に、日程第2、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

議第 10 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第 3 条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

山科 []、畑、[] m^2 、
[] から [] への所有権移転になります。

補足説明をいたします。

今回の申請地につきましては、先月の農業委員会にて袋井市空き家に付属した農地の別段面積取扱要領に基づき審議を行い、下限面積が 210 m^2 となっております。受人の [] さんは現在農地を所有しておりませんが、権利取得後に農地所有面積が 210 m^2 となりますので、下限面積要件について特段問題ありません。また、自宅前農地の取得となり、全部耕作要件等その他の要件についても問題ないと考えます。以上でございます。

【2】

広岡 []、畑、[] m^2 他 1 筆 計 [] m^2
[] 及び [] から [] への所有権移転になります。

【3】

村松 []、畑、[] m^2 他 5 筆 計 [] m^2
[] から [] への所有権移転になります。

【4】

村松 []、畑、[] m^2 、ほか 1 筆、計 [] m^2
[] から [] への所有権移転になります。

[] さんの貸付地につきましては、鷺巣と村松地内の農地を集団的な農地の一部として貸し付けております。

【5】

山崎 []、畑、[] m^2 、ほか 2 筆、計 [] m^2
[] から [] への所有権移転になります。

[] さんの貸付地につきましては、山崎地内の農地を集団的な農地の一部として貸し付けております。

【6】

諸井 []、田、[] m^2 ほか 1 筆 計 [] m^2
[] から [] への所有権移転になります。

[] さんの貸付地につきましては、浅名地内の農地を集団的な農地の一部として貸し付けております。

【7】

梅山[]、田、[]m² 他4筆 計 []m²

[]から[]への所有権移転になります。

[]さんの貸付地につきましては、梅山地内の農地を集団的な農地の一部として貸し付けております。

以上、計7件、[]m²でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

鈴木稔
委員

1 番の説明をいたします。申請地は、下山梨[]で[]さんから[]さんへの所有権移転となります。今、補足でもありましたように、前年から住宅を購入するようになっておりましたが、その前に200m²ぐらいの農地がありまして、[]さんも農地だけが残し、それだけのための管理もできないことから、一緒に売りたいということで、市にも相談しておりましたが、所有権移転については難しいとの回答を受けておりました。その後、空き家付き農地の要綱も制定され、譲受人の[]さんも野菜の栽培等を行うと伺っておりますので、問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

石黒委員

2 番の説明をいたします。申請地は、広岡[]で[]の南側になります。譲渡人の[]が耕作できず、買ってくれる人を探していたところ、[]が耕作地を探しており、譲り受けることになりました。[]においては、市内各地で[]を栽培しており、上貫名でももう少し土地がほしいと相談も受けておりましたので、特に問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

つづきまして3 番の説明をいたします。申請地は、村松上で、[]の西へ[]のところになります。譲渡人[]は、父親の土地を相続しましたが、なかなか管理ができないということで、本家である[]に相談したところ、住宅地を含めて購入してもらえることになりました。[]家の近くで、畑もあり土地の管理もできるということで、特に問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

つづきまして4 番の説明をいたします。申請地は、村松[]で[]北側になります。この土地は、2月の案件で[]購入した農地の続きで、2月の時点では隣接する土地所有者の方と土地境でもめておりましたが、その後、双方で合意が得られたことで、[]さんに購入していただくことになりました。

特に問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

荻原委員 5番の説明をいたします。場所は、[] 少し東
に行ったところになります。[] 現
在、[] さんが耕作しておりますので、譲渡することになりました。特
に問題ないと思います。
ご審議お願いいたします。

加藤委員 6番の説明をします。場所は、諸井で [] 北側になりま
す。[] から [] さんへの所有権移転
になります。この場所は耕作しておりますので、問題ないと思います。
ご審議お願いいたします。

石川委員 7番の説明をいたします。場所は、梅山 [] の
東側 [] になります。[] さんが管理できないということで、隣の田を
所有する [] さんに相談したところ、自分がやらないと袋小路になって
しまうので、買われることとなりました。特に問題ないと思います。
ご審議お願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

その他、質問はございませんか。

それでは、ほかに質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員に
よる採決を行います。お諮りいたします。

議第10号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ご
ざいせんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第10号については、承認することに決しました。

次に、議第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題
といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局 (浜本) 議第11号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用
するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありま
したので、審議を求めます。

【1】

国本■■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■■が住宅敷地拡張のため、転用申請するもので、申請地は、10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、「既存施設の1/2以内の拡張」の要件に該当します。

以上、計1件、畑、■■■㎡でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

石黒委員 1番の説明をいたします。申請地は国本■■■■■の北側になります。■■■さんの娘夫婦が離れを新築しまして、駐車スペースが狭くなり隣の畑に駐車場を設けたいということで申請がありました。雨水については、敷地内のU字溝を通じて、道路の南側に水路がありますのでそちらに流していきます。また、宅地面積は、申請地を含めても500㎡以下であり、特に問題ないと思われます。
ご審議よろしく願いいたします。

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第11号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第11号については、承認することに決しました。

次に、議第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

今回、農地法5条の議案のなかで、19番については、石川智康委員が関係する案件となっております。農業委員会法の中で、議事参与の制限が定められており、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますので、初めに19番の採決を行いたいと思います。

それでは、石川智康委員については、退席していただきます。

＝ 石川委員 退席 ＝

事務局から 19 番の案件について、議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(芝崎)

議第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【19】

松原 []、田、[] m²、ほか 3 筆、計 [] m²につきまして、[] から [] へ所有権移転を行い、倉庫敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えることから、第 3 種農地に該当します。

計 1 件、田、[] m²でございます。

事務局より議案の説明をいたします。申請地は松原で、申請者は、[] 株式会社 [] です。申請地の南側に既に会社の敷地がございまして、今回、敷地の拡張ということで、倉庫敷地の申請になります。令和 5 年 2 月 27 日付けで土地利用事業の承認を受けており、特段問題ないと思われま。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。
お諮りいたします。

議第 12 号 19 番の案件については、申請理由を適当と認め、承認することに、ご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第 12 号 19 番の案件については、承認することに決しました。

＝ 石川委員 入室 ＝

事務局
(浜本)

次に、議第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。
1 番から 18 番を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

【1】

高尾 []、畑、[] m²につきましては、[] から []
[] へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種住居地域に指定されており、第 3 種農地に該当します。

【2】

愛野 []、田、[] m²につきましては、[] から []
[] へ所有権移転を行い、住宅敷地拡張のため転用申請されるもので、申請地は、第 1 種農地および第 3 種農地に該当しない農地であることから、第 2 種農地に該当します。

【3】

久能 []、畑、[] m²、ほか 3 筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移転を行い、貸店舗敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域等に指定されており、第 3 種農地に該当します。また、申請地は、令和 4 年 12 月 5 日付けで袋井市土地利用事業の承認を受けており、令和 5 年 2 月 6 日付けで静岡県盛土等許可申請を行っております。

【4】

久能 []、田、[] m²、ほか 16 筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ賃貸借により、貸店舗敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域等に指定されており、第 3 種農地に該当します。また、申請地は、令和 4 年 12 月 5 日付けで袋井市土地利用事業の承認を受けており、令和 5 年 2 月 6 日付けで静岡県盛土等許可申請を行っております。

【5】

久能 []、畑、[] m²につきましては、[] から []
[] へ所有権移転を行い、貸駐車場敷地として転用申請されるもので、申請地は、「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であるもの」に該当する農地であることから、第 2 種農地に該当する農地であります。

【6】

延久[]、畑、[] m^2 につきましては、[]から[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【7】

萱間[]、畑、[] m^2 につきましては、[]から[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【8】

上山梨[]、畑、[] m^2 、ほか1筆、計[] m^2 につきましては、[]から[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、近隣商業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【9】

下山梨[]、畑、[] m^2 につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【10】

浅羽[]、田、[] m^2 につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【11】

浅羽[]、畑、[] m^2 につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【12】

浅名[]、畑、[] m^2 、ほか2筆、計[] m^2 につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【13】

浅名 []、畑、 [] m²、ほか3筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【14】

浅名 []、田、 [] m²、ほか2筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ賃貸借により、農産物販売所施設として転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地ですが、「農業用施設」に該当します。

【15】

浅岡 []、田、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、共同住宅敷地拡張のため転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域等に指定されており、第3種農地に該当します。

【16】

浅岡 []、田、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域等に指定されており、第3種農地に該当します。

【17】

松原 []、田、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【18】

松原 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計18件、田、 [] m²、畑、 [] m²でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

松田委員

1番の説明をいたします。場所は、高尾の [] です。申請地は、 [] の東側になります。この場所は、 [] 拠点土地区画

整理に伴う換地になります。■■■さんから■■■さんへの自己用住宅敷地の申請になります。特別問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

2番の説明になります。申請地は、愛野■■■になります。■■■
■■■さんから■■■さんへの自己用住宅敷地拡張に伴う所有権移転の申請になります。特別問題ないと思います
ご審議よろしく願いいたします。

永井委員

3番の説明をいたします。申請地は久能で■■■
■■■の北側になります。■■■になります。事務局
局から説明がありましたように、令和4年12月5日に袋井市の土地利用事業の承認を受けている場所になります。■■■から■■■
■■■へ所有権移転をし、5条4番の申請地と併用地を合わせスーパーマーケット用の貸店舗を建設するための許可申請です。申請地の東側は■■■
■■■に接しており、南側は国道1号線の側道で、北側は住宅地です。建設店舗の排水は、公共下水道に流し、雨水は調整池を通して隣接する排水路に流す計画となっております。申請地の西側に道路を挟んで農地が残りますが、排水は今までどおり維持されます。特に問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

続きまして4番の説明をいたします。3番の申請地と同じになります。こちらは、■■■から■■■へ賃貸借をして、3番の申請地と合わせて貸店舗スーパーマーケットの建設敷地にするための申請になります。特に問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

続きまして5番の説明をいたします。申請地は、久能です。■■■
の南側で、■■■になります。■■■さんから■■■
■■■へ所有権移転をして、■■■にある関連会社であります■■■
の従業員の駐車場にするための許可申請です。周囲は店舗と住宅地です。駐車場は、碎石を敷き、雨水は隣接する北側の道路側溝に流す計画となっております。特に問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

井口委員

6番の説明をいたします。申請地は、■■■で、■■■
■■■となります。土地所有者の■■■から娘さんの夫になります
■■■へ使用貸借による住宅建設の申請となります。35年間の貸借になります。排水は南側に排水路があり、浄化槽で処理いたしますので、問題ないと思います。周辺の農地には影響ありません。問題ないと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

天野委員

7番の説明をいたします。場所は、萱間■■■の東側の集落の中になります

す。■■■■さんが実家の土地を借り受けて自己用住宅を建築いたします。排水は東側の排水路に放流いたします。特に問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

鈴木稔
委員

8番の説明をいたします。申請地は、上山梨■■■■の北側になります。■■■さんから息子さんへ使用貸借による自己用住宅地としての申請になります。周りも商業地域で住宅地でもあり、排水等も浄化槽を通して東側道路の排水路へ流すことで、特に問題ないと思います。

引き続き9番の説明をいたします。申請地は、下山梨■■■■の北側になります。■■■から■■■■への所有権移転になります。自己用住宅敷地の申請になります。周りも住宅地で排水も浄化槽を通じて、道路側溝に排水するとのことで、特に問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

加藤委員

10番の説明をいたします。場所は、浅羽で■■■■北側になります。■■■から■■■■へ所有権移転をして、建売住宅3棟の申請になります。排水路がなく、西側に排水施設を設置しまして、南側の排水路に流すようになります。西側には田がありますが、影響はないと思われます。問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

11番の説明をいたします。場所は、浅羽■■■■の北側になります。■■■から■■■■への宅地分譲3区画の申請でございます。周辺はほとんど住宅地です。排水は西側の公共下水道に雨水は南側の排水溝に流し、特に問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

12番の説明をいたします。場所は、浅羽で■■■■西側になります。■■■から■■■へ所有権移転をして自己用住宅の申請です。排水は、北側の市道の公共下水道に排出いたします。周りは、宅地で特に問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

13番の説明いたします。12番目と同じ場所になります。■■■■から■■■■へ所有権移転をして、自己用住宅を建設する申請でございます。排水は北側の公共下水道へ流します。特に問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。

14番の説明をいたします。場所は、浅名です。申請前に既に駐車場が出来ていて、既に北側には店舗が営業しており、これに対して始末書が出ております。現地調査をしたとき、始末書だけでよいのかというご意見もありましたので、皆さんから意見を聞いていただきたいと思います。

それ以外は、問題ないと思われます。

15 番の説明をいたします。申請地は浅岡で、[] に通りが
ぎた [] ところになります。

[] が所有する共同住宅敷地の拡張を計画していたところ、隣地の所
有者の承諾を得ることができ、申請に至りました。田の入口がふさがれます
が、西側を入口として使用するそうです。特に問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

渥美委員

16 番の説明をします。申請地は、浅岡 [] の西側です。 []
さんから [] へ 2 棟の建売住宅を建てるため
の所有権移転となります。排水は、道路の下を通過して西側の排水路に流しま
す。周りは住宅が多く、特に問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

石川委員

17 番の説明をいたします。場所は、松原で [] へ行っ
たところになります。 [] さんから [] へ建売住宅の所
有権移転の申請です。周りは住宅で東側に田があります。雨水は東側の道路
側溝へ、汚水は合併浄化槽を通じて東側の道路側溝へ流します。特に問題な
いと思います。

ご審議よろしくお願いいたします。

次に 18 番の説明をいたします。 [] から [] へ自己用
住宅敷地としての所有権移転となります。周りは畑がありますが、家庭菜園
程度ですので問題ないと思われます。排水は公共下水道へ、排水は市道の
下を通過して東側の側溝へ流します。特に問題ないと思われます。

ご審議よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

委員さんの説明の中で 14 番の案件は、現地確認のとき既に駐車場として
使用していたことを確認しており、始末書もでております。

このことについて、意見がありましたらお願いいたします。

荻原委員

この案件について、経過を説明いたします。 [] は、電気工事業を営ん
でいる方で農業経験がございません。新たに農業に参入したいということ
で、いちご栽培を始めました。この事業については、国、県の補助金も受け
ております。事業については、違法性はありません。また、地元の雇用とし
て数十名雇用しております。駐車場のことについては、本人もわかっておら
ず、進めてしまったということで、始末書を付けております。

今回の場合、悪質性はなく、農業振興にも繋がる申請ということで、やむ

を得なかったと思っております。いかがでしょうか。

会長 今回の場合、許可を得ずに住宅を建つことと、農業施設を設置するのでは我々農業委員として、農業振興という意味では異なります。

本人も知らなかったということですが、仲介している行政書士はわかっていると思われしますので、もう少ししっかり指導していただけたらと思っております。

委員 5条申請ですので、地目を変更するのですか。

3年間の賃貸借となっておりますが、期間が切れた場合、再申請が必要となるのですか。

事務局 地目変更することもできます。

(芝崎) また、3年間の期間が満了した場合、再申請が必要となります。

この場所は青地で、観光農園のための農業施設となりますので、それ以外の目的では利用できません。

会長 この件については、知らないでやってしまったということですが、それだけではいけませんので、申請者には、今後このようなことはしない旨の確約書を提出していただいて、許可していきたいと考えます。

その他、ございませんか。

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第12号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第12号、1番から18番までの案件については、承認することに決しました。

次に、議第13号「袋井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局 (芝崎) 議第13号「袋井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について」。袋井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について、下記のとおり審議を求めます。

それでは説明させていただきます。
議第 13 号 袋井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明させていただきます。

令和 4 年 12 月 26 付けの農林水産省経営局農地政策課からの「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」の通知により、令和 4 年度末までに「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めなくてはならないとの通知がまいりました。

本委員会のおきましては、努力義務のもと平成 30 年 4 月に制定してまいりました。

今回、最適化指針を定めている農業委員会であっても、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるため、修正が必要となるため今回議題とさせていただきます、再度定めてまいります。

すでに 2 月に役員の皆様には内容をご説明、ご確認をいただいているところでございますが、主なところだけ説明いたします。

2 ページをご覧ください。

第 2 の具体的な目標、推進方法及び評価方法にて 3 つの目標を定めております。

1 つ目は遊休農地の解消目標についてです。

現在、遊休農地が 237ha、遊休農地の割合 7.5%を 3 年後の令和 8 年には遊休農地面積を 231 ha、遊休農地の割合を 7.3%とすることとし、10 年後の令和 15 年には遊休農地面積を 217 ha、遊休農地の割合を 6.8%とすることとします。

解消面積については 3 年間で 6 ha、10 年間で 20 ha、単年度では 2 ha になっています。当局につきましては、近年の荒廃農地の解消面積を踏まえ、目標を設定しています。

3 ページをご覧ください。

2 つ目の目標になりますが、担い手への農地利用集積目標についてです。

担い手への農地利用集積目標ですが、
現状の集積面積が 1,686ha、集積率 53.2%で、
3 年後の令和 8 年には集積面積を 1,941 ha、集積率を 61.2%とすることとし、10 年後の令和 15 年には集積面積を 2,536 ha、集積率を 80%とすることとします。

目標数値については高くなっておりますが、目標設定の考え方は袋井市

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、目標を概ね 10 年後で集積率を 80%としているため、その目標達成に向けた設定となっております。

次に、担い手の育成・確保についてですが、現状の総農家が 1,086 戸、うち主業農家数が 637 戸で、3 年後の令和 8 年、10 年後の令和 15 年においても、現状の農家数を維持することを目標とします。

また、担い手において、現状の認定農業者数が 215 経営体、認定新規就農者が 5 経営体、基本構想水準到達者が 54 経営体で、3 年後の令和 8 年には、認定農業者数を 218 経営体、認定新規就農者が 5 経営体、基本構想水準到達者が 85 経営体とすることとし、10 年後の令和 15 年には、認定農業者数を 225 経営体、認定新規就農者が 5 経営体、基本構想水準到達者が 160 経営体とすることとします。

目標設定の考え方は、農家数については、2020 年農林業センサスの数値となっており、目標の担い手数については、袋井市農業振興ビジョンの目標値に合わせた設定となっております。

4 ページをご覧ください。

3 つ目の目標になりますが、新規参入の促進についてです。

新規参入の促進目標ですが、現状の新規参入者数は、令和 4 年度に初めて利用権設定等をし、新規参入者に該当する者としたときに、個人は 2 人、取得面積は 0.2ha、法人は 3 法人、取得面積は 2.1ha で、3 年後の令和 8 年には個人は 8 人、0.8ha、9 法人、5.1ha とすることとし、10 年後の令和 15 年には個人は 22 人、2.2ha、23 法人、12.1ha とすることとします。

目標設定の考え方は、新規参入者数については、毎年度、2 人・2 法人の増加を目標とし、新規参入者取得面積については、毎年度、個人は 0.1ha/人、0.5ha/法人の増加を目標とした設定となっております。

主な部分を説明させていただきました。

以上が、議第 13 号 袋井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてでございます。

以上、ご審議お願いいたします。

会長

ありがとうございました。
事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

荻原委員

遊休農地とは、何ですか。
耕作放棄地とは違うのですか。
本日の資料には、耕作放棄地という言葉が一つも出てきておりません。

事務局
(川村)

耕作放棄地と同じになります。

事務局
(荒浪)

2年程前までは耕作放棄地でしたが、耕作放棄地は、調査対象の農家の主観的な判断であることから、国において、客観的に判断している荒廃農地を使うようになりました。

農地利用状況調査において、荒廃農地の区分には、A分類とB分類がございます。

ご質問の遊休農地はA分類の農地となります。なお、B分類の農地は再生利用が困難な農地となります。

会長

他に質問はありませんか。

それでは、他に質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第13号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第13号については、承認することに決しました。

次に、日程第3、報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。事務局から報告をお願いします。

事務局
(川村)

報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

報第5号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】

小山 []、田、 [] m² ほか1筆 計 [] m²

[]、
転用目的、ほか6件

計7件、 [] m²でございます。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。
以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人